SFE/SFC認定審査基準対応表（カラム用）

カラムに係る技術上の基準

|  | KHK/JAIMA S 0901(2018) | 審査基準 | 対応状況 | 添付書類の番号等 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 細分箇条  5.2 | 5.2.1　カラムに用いる材料及び強度  a)　カラムボディとして使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該カラムボディの材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとする。 | ・使用する材料が一般則例示基準※ 9.ガス設備等に使用する材料の1.の材料を使用していないことが機器構造図等で確認できること。 |  |  |
| b)　カラムボディは、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、十分な強度を有するものとする。 | ・一般則例示基準※ 8.高圧ガス設備及び導管の強度に基づき肉厚が算定されていることが肉厚計算書等で確認できること。  ・算定された肉厚を有するものであることが機器構造図等で確認できること。  ・強度確認（肉厚測定）の実施に係る規程、手順書等が整備されていること。  ・一般則例示基準8.に基づく肉厚算定式が適用できないものにあっては、一般則例示基準8.に基づく4倍加圧試験又は抵抗線ひずみ計による応力測定の実施により強度が確認されていること。 |  |  |
| 5.2.2　耐圧試験  a)　カラムボディは、耐圧試験に合格するものとする。  b)　液体を使用する耐圧試験圧力は、常用の圧力の1.5倍以上（気体を使用する耐圧試験圧力は常用の圧力の1.25倍以上）とし、規定圧力保持時間は、5～20 分間とする。  c)　耐圧試験で用いる圧力計は校正証明付き圧力計を用いる。  d)　耐圧試験は、耐圧試験圧力において膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないとき、これを合格とする。 | ・常用の圧力の1.5倍以上の圧力で液体を使用して行う耐圧試験又は常用の圧力の1.25倍以上の圧力で気体を使用して行う耐圧試験に合格するものを使用することが規程、手順書等で整備されていること。  ・耐圧試験で用いる圧力計の校正に係る規程、手順書等が整備されていること。 |  |  |
| e)　耐圧試験に従事する者は、作業に必要な最少限度の人数の者とする。  f)　耐圧試験を行う場所及びその付近は、よく整頓して、緊急の場合の避難の便を図るとともに二次的な人体への危害が生じないようにする。  g)　同一型式のカラムボディにあっては、型式毎に耐圧試験を代表検査とすることができる。この場合、代表検査を行った製品と同一の製品であることを保証するための適切な品質管理を行うこととする。 | ・耐圧試験に従事する者並びに耐圧試験を行う場所及びその付近について、規程、手順書等で定められていること。  ・左記 g) に基づく耐圧試験の試験結果を添付する場合においては、耐圧試験に関する規定、手順書等の添付は省略することができる。 |  |  |

※一般則例示基準：経済産業省通達「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」の別添「一般高圧ガス保安規則関係例示基準」